

かんとう保全ニュース

令和2年春号
2020年5月
国土交通省
関東地方整備局
営繕部

<TOPICS>

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について
2. 密閉空間にしないよう、こまめな換気を！（新型コロナウイルス感染症防止）

1. 保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

国土交通省では、官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）第13条第2項に基づき、国家機関の建築物の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度、保全実態調査を実施しているところです。今年度につきましても、本調査を実施いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

官庁建物実態調査については、官公法第9条に基づき、各府省庁等から提出された営繕計画書に関する意見を述べるために必要な調査

であり保全実態調査と合わせ実施しますので、こちらも、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、両調査とも、BIMMS-Nシステムを利用して、ご報告していただいております。

また、毎年開催していたBIMMS-N説明会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催に代わり資料配付とさせていただきます。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

調査票記入期間（BIMMS-Nシステムへの入力期間）

令和2年5月25日（月）～令和2年7月31日（金）（第1グループ）

令和2年6月8日（月）～令和2年8月14日（金）（第2グループ）

（第1グループ）

最高裁判所
内閣府（宮内庁）（警察庁）
法務省
国土交通省（海上保安庁）（気象庁）
環境省
防衛省

（第2グループ）

衆議院
参議院
国立国会図書館
会計検査院
人事院
総務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省（林野庁）（水産庁）
経済産業省（特許庁）

BIMMS-Nを利用した保全実態調査に関する問い合わせ先

担当事務所等	担当地区
保全指導・監督室	埼玉・茨城（※1）
東京第一営繕事務所	東京（※3）
東京第二営繕事務所	東京（※4）・千葉
甲武営繕事務所	東京（※5）・山梨
宇都宮営繕事務所	栃木・茨城（※2）
横浜営繕事務所	神奈川
長野営繕事務所	長野・群馬

- ※ 1:つくば市のみ
- ※ 2:つくば市を除く
- ※ 3:練馬区、新宿区、渋谷区、港区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区
- ※ 4:足立区、葛飾区、荒川区、台東区、墨田区、江戸川区、中央区、江東区
- ※ 5:中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外の地域

BIMMS-Nの入力についてよくある質問

➤ Q. 保全実態調査は、どのように調査するのでしょうか？

➤ A. インターネットからBIMMS-Nシステムにアクセスし、調査票にデータを入力します。

➤ Q. 保全実態調査で調査対象となる年度は、いつでしょうか？

➤ A. 保全実態調査の対象年度は、前年度の実績です。前年度の点検履歴や、光熱費のデータが必要となりますので、事前に準備をお願いします。

➤ Q. 入力中に、前に入力した項目のデータを修正するには、どうしたらよ

いのでしょうか？

➤ A. ブラウザの「戻る」ボタンではなく、BIMMS-Nシステムの「戻る」ボタン又は修正したい入力項目のタブを押して下さい。ブラウザの「戻る」ボタンを押した場合、入力した内容が消えます。

➤ Q. 調査票の入力で困った時は、どうしたらいいのでしょうか？

➤ A. ヘルプボタンを押すと、マニュアルが表示されます。



ヘルプボタン

2. 密閉空間にしないよう、こまめな換気を！（新型コロナウイルス感染症防止）

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、**クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。**
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

**3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！**

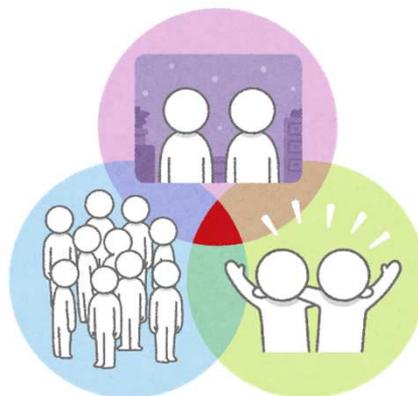
※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚労省 コロナ | 検索

新型コロナウイルスの集団発生防止では、以下の3つの密を避けることされています。

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発生する密接場面

換気の悪い密閉空間にならないよう、こまめな換気を行って下さい。

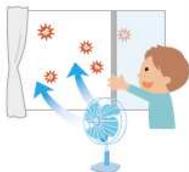


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。

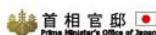


機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家産用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確認してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



厚生労働省フリーダイヤル



厚労省 コロナ

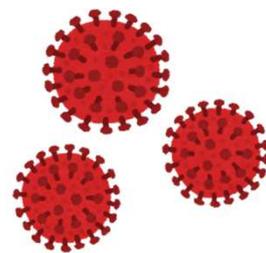
検索

0120-565653

密閉空間にしないために、1時間に2回以上、数分程度、窓を全開にしましょう。

窓が無い場合でも、機械換気がある場合は、換気量を増やす事で予防に有効となります。

なお、上記は新型コロナウイルス感染防止のための対策なので、通常の施設運営する際は、適切な換気量として下さい。過度な換気はエネルギー使用量が増加します。



編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357
ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所に、お尋ねください。
関東地方整備局営繕部

保全指導・監督室	http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/	(電話)	048-600-1357	(Fax)	048-600-1397
東京第一営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/	(電話)	03-3363-2694	(Fax)	03-3367-8796
東京第二営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/	(電話)	03-3531-6550	(Fax)	03-3531-6995
甲武営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/koubueez/	(電話)	042-529-0011	(Fax)	042-529-0014
宇都宮営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/	(電話)	028-634-4271	(Fax)	028-632-6229
横浜営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/	(電話)	045-681-8104	(Fax)	045-224-8974
長野営繕事務所	http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/	(電話)	026-235-3481	(Fax)	026-235-8713

国家機関の建築物等で重大な事故・故障が発生しましたら、下記までご報告願います。

営繕部調整課 Eメール: ktr-eizen-jiko01@gbx.mlit.go.jp (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396
※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、各営繕事務所の保全担当までお知らせ下さい。